

関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	提出府省	ページ
20	農用地区域からの除外に係る8年要件の起算点の見直し	農林水産省	1
18	障害者割引制度における市区町村の証明事務の見直し	国土交通省 総務省	2
19	難病法による特定医療費の支給認定等の見直し	厚生労働省	4

未定稿

(決裁前のため変更
の可能性有り)

「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」(平成12年4月1日付け12構改C第261号農林水産省構造改善局長通知)の改正案

※赤字下線部分を追加予定

第16 法第13条関係(農業振興地域整備計画の変更)

2 農用地利用計画の変更

(3) 法第13条第2項に関する変更

(略)

①～④ (略)

- ⑤ 当該変更に係る土地が法第10条第3項第2号に規定する事業(土地改良事業等)の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地であること(第5号及び令第9条関係)

土地改良事業等により、区画整理や農業用排水施設の新設又は変更等が行われた農地は、これらの事業がなされていない農地と比較して、明らかに営農条件が優れており、土地の合理的利用の観点からも、農地の改良等の公共投資の効用が十分に発揮されるよう、一定期間、農用地区域として確保する必要があること。

また、「工事が完了した年度」とは、事業の効果が全体的に発現するのは 原則 事業全体が完了する時点であること及び第三者からみて8年を経過したかどうかが明確である必要があることから、工事完了公告における工事完了の日の属する年度と解されること。

このほか、土地改良事業等の施行に係る地域内にある土地の一部につき、農林水産大臣が当該事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生したと認め、負担金の支払期間の始期を指定する旨を都道府県に通知した場合には、当該土地の一部については、その利益の全てが発生した年度に「工事が完了した」と解されること。この場合において、国は、その旨を公表すること。

なお、本要件の始期は、明定されていないが、法第10条第3項第2号に規定する土地改良事業等の実施が確定した時点から開始するものと解されること。

有料道路における障害者割引制度の是正について

提案募集検討専門部会からの主な御指摘について(提示された再検討の視点)

- 法令に基づかない事務の実施について、通知を発出し協力を依頼している立場として、障害者の利便を損なうことなく、事務負担軽減策を検討いただきたい。
- 申請者・地方公共団体双方の事務負担軽減のため、対面申請の見直しについて、ICT技術の活用等も含め、検討いただきたい。
- 申請者・地方公共団体の事務負担軽減のため、有料道路における障害者割引制度については更新手続、日本放送協会放送受信料免除制度については存否調査の頻度を低減していただきたい。



社会資本整備審議会国土幹線道路部会での議論

- 道路システムのデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進について議論。
- マイナンバーカードとETCを連携させ、利用者の利便性向上につなげるべきとされたところ。

現在の検討状況について

- ICT技術を活用した、申請手続のオンライン化により抜本的な手続の省力化に向け、有料道路事業者と詳細な検討を開始。(今後、関係府省庁の協力も得つつ、検討。)
- その他、更新手続の際の申請書類の簡素化についても検討。

NHK放送受信料免除申請に係る市町村の証明事務等の見直し

【提案の具体的内容】

NHK放送受信料免除申請に係る市町村証明事務を廃止し、申請者が障害者手帳の写し等の必要書類を日本放送協会へ郵送することによる直接申請方式の制度化



【二次回答】

本提案における証明事務の見直しについては、申請者である障害者の方の負担増につながる懸念があるため、今後も免除制度を適切に運用いただく観点から、現在、障害者団体の声も伺いながら、慎重に検討を進めている。
郵送をはじめとする対面によらない申請方法の導入や存否調査の頻度について、申請者の方々及び自治体の負担軽減に資する手続の実現の観点から、引き続き検討してまいりたい。



【検討状況】

- 対面申請の見直しについて、総務省では、総務省同席の下、厚生労働省が実施した障害者団体に対するヒアリングの結果を踏まえ、NHKとの間で、申請者の利便性向上の観点から、郵送による直接申請方式を導入する方向で調整を行っている状況。
- 存否調査の頻度低減に関し、全額免除に係る存否調査については、市町村民税の課税状況を毎年度確認する必要があるため、その頻度を低減することは困難。他方で、半額免除に係る存否調査については、過去の実績によれば存否調査により免除措置の解消に至る者が一定程度存在することも踏まえつつ、総務省とNHKとの間で、自治体の負担軽減に資する観点から、実現可能な措置がないか、調整を行っている状況。

災害時等の対応における活用の例

1. 災害時・緊急時における対応

- 患者が受診している指定医療機関を適時に把握しておき、災害等の発生時の患者の受け入れ先を迅速に調整するために活用。
- 受給者証の指定医療機関名は難病患者が倒れたときのお守りになっている面もある(救急隊員による搬送先の検討や搬送先病院での情報収集に役立つ)。

2. 新型コロナウイルスにおける対応

- 患者自身が濃厚接触者となった場合に、患者が日頃通う医療機関を把握しておくことで、当該患者が持つ難病に対応できる医療機関を手配することができる。
- 重症化リスクの高い難病患者が、感染症発生時であっても継続して医療機関へ通えるよう、患者が日頃通う医療機関に、感染症用の診療体制とは別に難病患者に対する診療体制を作ることができる。